

**改正**

昭和57年3月31日条例第12号

昭和57年12月27日条例第29号

昭和61年3月28日条例第11号

平成3年3月26日条例第9号

平成4年3月25日条例第8号

平成5年12月21日条例第30号

平成11年3月23日条例第5号

平成14年6月24日条例第29号

平成18年3月28日条例第12号

平成18年6月26日条例第25号

平成18年12月25日条例第39号

平成19年3月27日条例第5号

平成19年12月25日条例第28号

平成20年10月6日条例第31号

平成26年9月30日条例第23号

平成26年9月30日条例第24号

知立市母子家庭等医療費支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

**第2条** この条例により、母子家庭等医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属す

る年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）
- (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
- (4) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の前年の所得（1月から7月までの間にあっては前々年）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあっては前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間を除く。）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (5) 知立市子ども医療費支給条例（昭和48年知立市条例第13号）に規定する子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの及び知立市障害者医療費支給条例（昭和48年知立市条例第37号）により医療費の支給を受けることができる者
- (6) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る取得の範囲及びその額の計算方法の例による。

（居住地特例）

**第2条の2** 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院等に入院等をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条第1項各号に該当する者については、前条第1項の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 前項に規定する病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条第1項各号に該当する者については、前条第1項の規定にかかわらず受給資格者としな<sup>い</sup>。  
(受給者証)

**第3条** 市長は、この条例による母子家庭等医療費の支給を受けようとする者の申請により、受給資格者と認定したときは、母子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付する。

2 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提出しなければならない。  
(母子家庭等医療費の支給)

**第4条** 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合における、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子家庭等医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、母子家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

**第5条** 受給者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は母

子家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

**第6条** 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、母子家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した母子家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

**第7条** 市長は、偽りその他不正の手段により母子家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

**第8条** 母子家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(報告)

**第9条** 市長は、母子家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又は母子家庭等医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第2条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

附 則（昭和57年条例第12号～平成4年条例第8号）

(省略)

附 則（平成5年12月21日条例第30号抄）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月24日条例第29号抄）

- 1 この条例は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（平成18年 3 月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年 6 月26日条例第25号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 8 月 1 日から施行する。

（知立市母子家庭等医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の知立市母子家庭等医療費支給条例の規定により受給者となっている者のうち、国民健康保険法第116条の 2 第 1 項に規定する病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められるものに係る医療費の支給については、本市以外の市町村において、医療費の支給を受けることができない場合に限り、当分の間、改正後の知立市母子家庭等医療費支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年12月25日条例第39号抄）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月27日条例第 5 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成19年12月25日条例第28号）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の知立市母子家庭等医療費支給条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された母子家庭等医療費受給者証であって、現に効力を有するもの（以下「旧受給者証」という。）は、改正後の知立市母子家庭等医療費支給条例の規定にかかわらず、旧受給者証の有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 旧受給者証に基づいて行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る旧条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年10月 6 日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年 9 月30日条例第23号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 9 月30日条例第24号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。